

高次脳機能障害にかかる
相談支援で活用できる社会資源

目次

使い方の説明	1
1. 高次脳機能障害とは	2
2. 高次脳機能障害支援 ～ニーズと利用可能な社会資源～	3
3. 高次脳機能障害に関わる社会資源（医療のこと・生活のこと）	4
（仕事のこと）	5
（お金のこと）	6
（その他）	7
4. 高次脳機能障害支援相談の流れ（医療のこと・生活のこと）	8
（仕事のこと・お金のこと）	9
（その他）	10
5. 資料① 医療のこと	11
資料② 生活のこと	13
資料③ 仕事のこと	15
資料④ お金のこと	17
資料⑤ その他	19
高次脳機能障害に関する相談窓口	20
編集委員一覧	21

使い方の説明

相談受付時、または初回面接終了後

「**2. 高次脳機能障害支援～ニーズと利用可能な社会資源～**」を参照。

相談者の主訴・課題・ニーズに合わせて、相談内容を整理し、相談先を選択。

支援者の課題分析・支援計画に必要な情報、問合せ先を確認。

※のついている項目に関しては、添付の資料を確認し、相談者の説明や、問合せ先の機能・役割について、理解していただけるように使用する。

発症後の時期や、医療機関からの紹介であれば

「**3. 高次脳機能障害に関わる社会資源**」を参照し、相談者の主訴・課題・ニーズに沿った相談先や社会資源の検索にこのシートを使用。

相談者に説明する際に

「**4. 高次脳機能障害支援相談の流れ**」を使用し、相談者と一緒に、支援の流れや見通しについて 相互に同じイメージを共有。

まとめられている資料は、基本的に上記のような使用が出来ます。
相談者の状況や、支援者のアセスメント・支援計画に応じて、試用するシートを選択したり、順番を変える事も出来ます。

高次脳機能障害者への支援は、年齢が若い方も多くおられます。
発症から相談までの経過期間や、その時の障害の状態、生活、仕事といった、ご本人やご家族の人生に大きな影響を及ぼす事もあります。それだけに、たくさんの社会資源や制度の知識や相談窓口を知る事で、相談者も孤立することなく、協働・連携につながると考えます。

このフローチャートシートを活用し、改善点や疑問点をお寄せいただければ、幸いです。いただいたご意見は改訂版作成時に反映いたします。

《活用度アンケート》

<https://forms.office.com/r/R1RYXUMhKr>



1. 高次脳機能障害とは

病気や事故などで脳を損傷したことによって、生じる障害です。



(原因)

脳の病気



- * 脳炎・脳症
- * 脳出血・脳梗塞
- * 脳腫瘍

事故による脳損傷



- * 脳外傷
(交通事故・転落・転倒など)
- * 低酸素性脳症
(溺水・窒息など)



(症状)

記憶障害

- * すぐに忘れる
- * 新しいことが覚えられない
- * 同じことを何度も言う



この人は誰??

注意障害

- * 気が散りやすく、ミスを繰り返す
- * 二つのことを同時に聞けない
- * ポーツとしている

また同じミスを
しちゃった



遂行機能障害

- * 優先順位をつけられない
- * 段取りが悪い
- * 急なことに対応できない

何から始めれば
よいの?



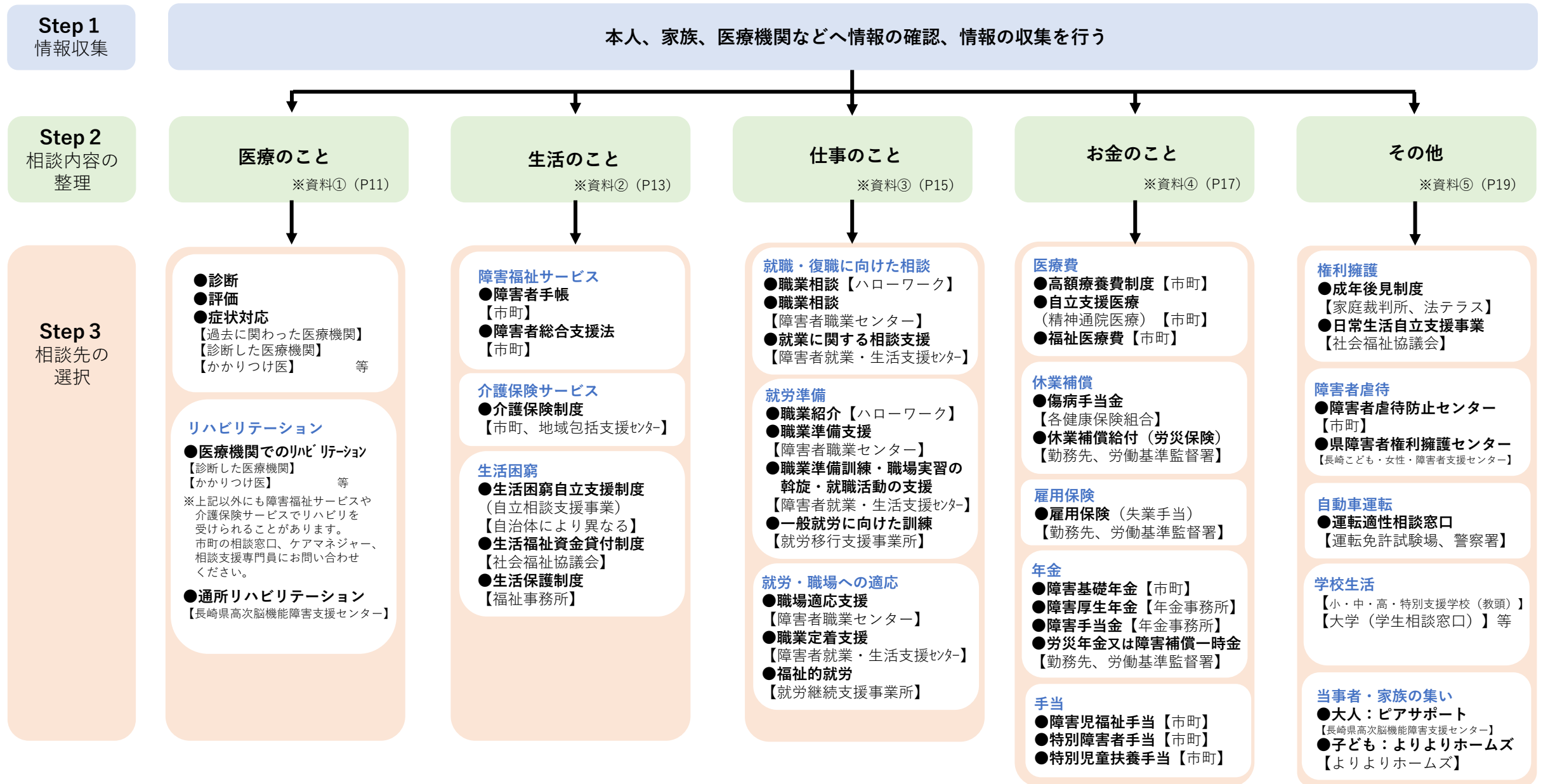
社会的行動障害

- * すぐ人に頼ったり、子どもっぽくなったりする (依存・退行)
- * 意欲がわからない (意欲・発動の低下)
- * 場違いの場面で笑ったり、たいした理由もなく突然怒り出すことがある (感情コントロールの低下)
- * 1つの物事にこだわる (固執性)

※障害が外見上目立たないことから、「見えない障害」とも言われています。

また、環境によって症状が変化することも特徴的です。

2. 高次脳機能障害支援 ～ニーズと利用可能な社会資源～



3. 高次脳機能障害に関わる社会資源（医療のこと・生活のこと）

※資料①（P11）、資料②（P13）

	急性期 	回復期 	家庭生活・社会生活
	受傷・発症	概ね6ヶ月	概ね1年6ヶ月
高次脳機能障害に対するリハビリテーション			通所リハビリテーション 個別およびグループ活動を通じ障害認識、問題解決能力を高める治療およびその援助を行う【問い合わせ先；長崎県高次脳機能障害支援センター】
介護保険法			介護保険法 【問い合わせ先；市町、地域包括支援センター】
障害者総合支援法			障害者総合支援法 【問い合わせ先；市町】
手帳			精神障害者保健福祉手帳 記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などにより日常生活又は社会生活に制約がある場合、各種の福祉制度上の援助などを受けやすくするために交付される（初診日から 6ヶ月以上 経過後している方）【問い合わせ先；市町】
			療育手帳 18歳未満の受傷・発症などにより知的障害がおり、そのために日常生活や社会生活に制約がある場合、各種の福祉制度上の援助などを受けやすくするために交付される【問い合わせ先；市町】
			身体障害者手帳 身体の障害、言語機能障害などがある場合、各種の福祉制度上の援助などを受けやすくするために交付される【問い合わせ先；市町】
生活困窮		生活全般の相談をしたい	生活困窮自立支援制度（自立相談支援事業） 働きたくても働けない、家賃を支払えないなど生活に困窮された方の自立促進を図るための制度【問い合わせ先；自治体により異なる】
		貸し付けを受けたい	生活福祉資金貸付制度 低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活を送ることを目的にした制度【問い合わせ先；社会福祉協議会】
		生活を立て直したい	生活保護制度 最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。各種社会保障制度（生活福祉資金や年金など）を優先的に利用している必要あり【問い合わせ先；福祉事務所】

3. 高次脳機能障害に関わる社会資源（仕事のこと）

※資料③（P15）



3. 高次脳機能障害に関わる社会資源（お金のこと）

※資料④（P17）

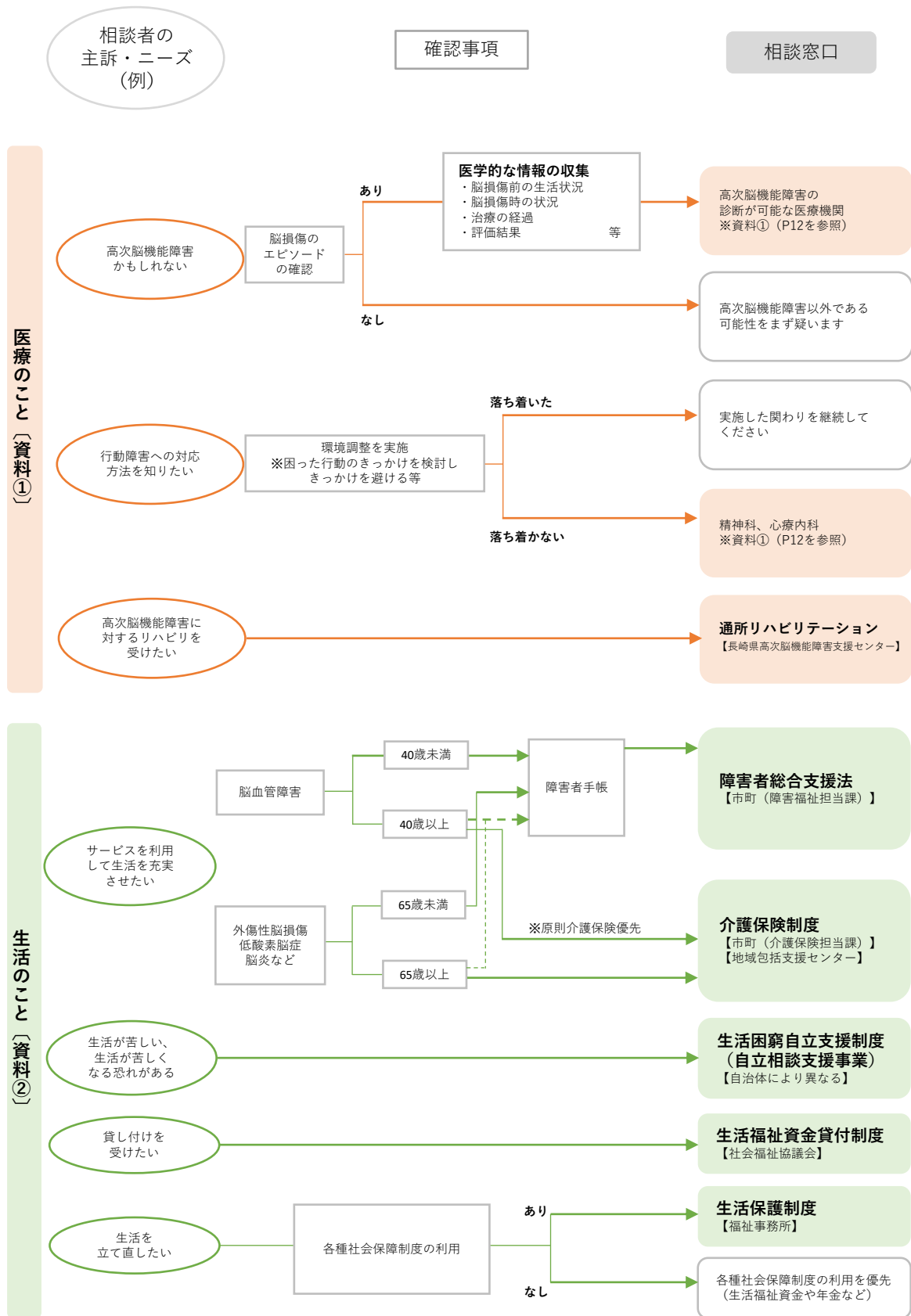
急性期 	回復期 	家庭生活・社会生活 
受傷・発症	概ね6ヶ月	概ね1年6ヶ月
医療費	<p>高額療養費制度 医療費が上限額を超えた場合、申請すると超えた額について払い戻しが受けられる制度【問い合わせ先；市町】</p>	<p>自立支援医療（精神通院医療） 精神疾患により通院による治療を続ける必要がある場合、自己負担を軽減するための制度【問い合わせ先；市町】</p> <p>福祉医療費 障害者手帳をお持ちの方が医療機関等へ支払った医療費の一部を支給する制度（対象は障害者手帳の種類や等級等によって異なります）【問い合わせ先；市町】</p>
休業補償	<p>傷病手当金：業務外の病気やケガのために会社を休む場合、給料の一部が保証される制度（支給開始から通算1年6ヶ月）【問い合わせ先；各健康保健組合】</p> <p>休業補償給付（労災保険）：工作中（通勤中）の病気やケガのために会社を休む場合、給料の一部が支給される制度（症状固定日まで）【問い合わせ先；勤務先、労働基準監督署】</p>	
雇用保険	<p>雇用保険（失業手当） 雇用保険の被保険者が離職した場合、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、1日でも早く再就職できるように支援するために支給される【問い合わせ先；勤務先、労働基準監督署】</p>	
年金	<p>障害基礎年金 初診時に国民年金に加入しており、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる年金（初診から1年6ヶ月経過後申請可能）【問い合わせ先；市町】</p> <p>障害厚生年金 初診時に厚生年金に加入しており、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる年金（初診から1年6ヶ月経過後申請可能）【問い合わせ先；年金事務所】</p> <p>障害手当金（一時金） 初診から5年以内に病気やケガが治り障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときに支給される年金（初診から1年6ヶ月経過後申請可能）【問い合わせ先；年金事務所】</p> <p>労災年金又は障害補償一時金 工作中（通勤中）の病気やケガのために一定の障害が残った場合に受け取ることができる年金（障害固定後から支給）【問い合わせ先；勤務先、労働基準監督署】</p>	

3. 高次脳機能障害に関わる社会資源（その他）

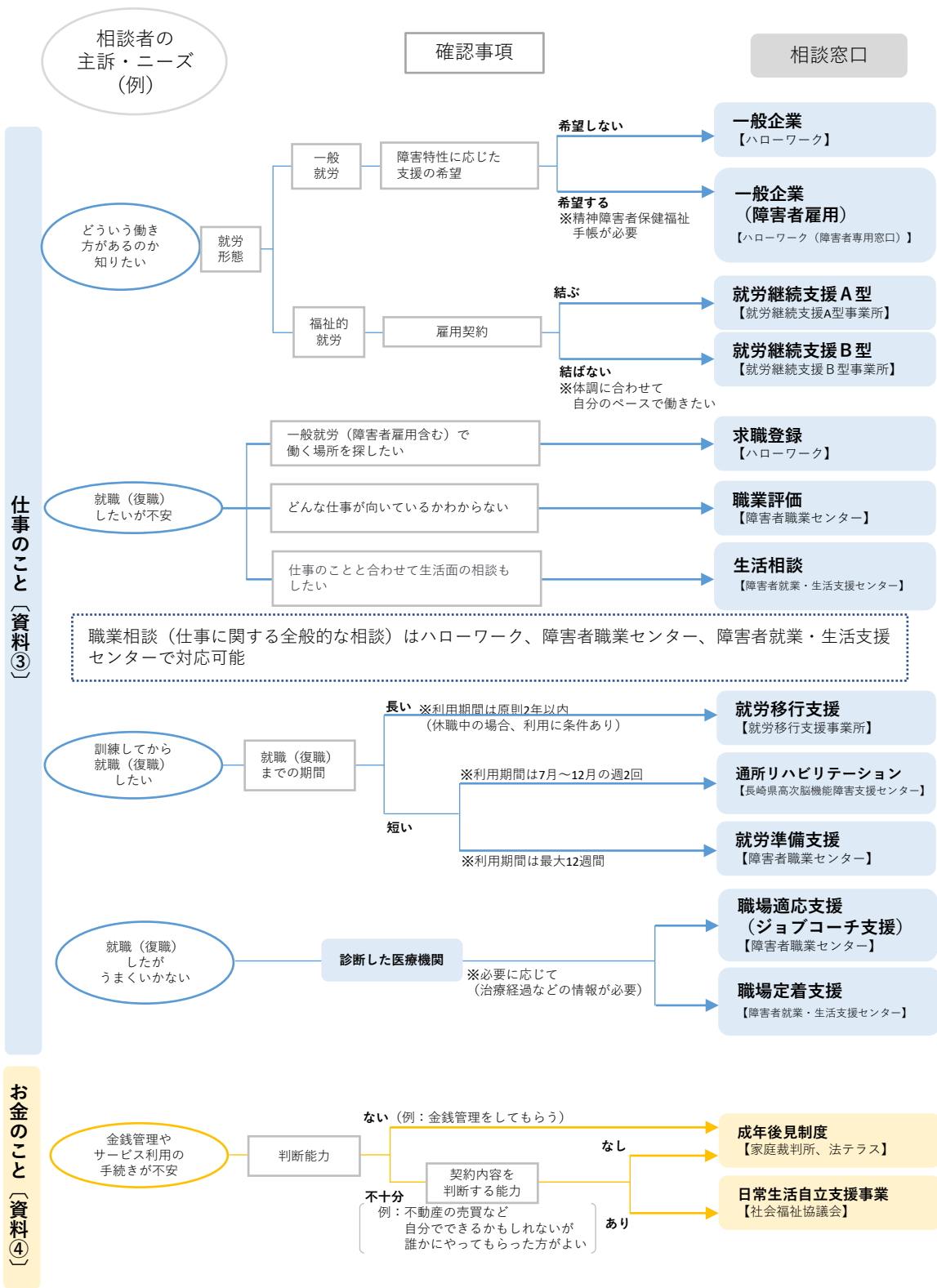
※資料⑤（P19）

	急性期 	回復期 	家庭生活・社会生活 
	受傷・発症	概ね6ヶ月	概ね1年6ヶ月
権利擁護		<p>金銭管理や福祉サービスの利用手続きなどが不安</p>	<p>成年後見制度 財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般を行う ①判断能力が全くない方、②日常生活自立支援事業の契約内容について判断できない方が対象【問い合わせ先；家庭裁判所、法テラス】</p> <p>日常生活自立支援事業 地域で自立した生活を継続していくために福祉サービスの利用手続きや金銭管理などの支援を行う ①判断能力が不十分であること、②日常生活自立支援事業の契約内容について判断できる方が対象【問い合わせ先；社会福祉協議会】</p>
障害者虐待			<p>障害者虐待防止センター 虐待が①養護者、②障害者福祉施設従事者等、③使用者（事業主）によるものである場合の相談窓口【問い合わせ先；市町】</p> <p>県障害者権利擁護センター 虐待が使用者（事業主）によるものである場合の相談窓口【問い合わせ先；長崎こども・女性・障害者支援センター】</p>
自動車運転			<p>医療機関（主治医）：運転に支障となりうる病気や内服薬などがいないか確認を行う</p> <p>運転適性相談窓口：運転免許の取得や更新が可能かどうかについての相談を行う【問い合わせ先；運転免許試験場、所轄の警察署】</p>
学校生活			<p>学校生活に関する相談窓口【問い合わせ先；小・中・高・特別支援学校（教頭）、大学（学生相談窓口）等】</p>
当事者・家族の集い			<p>成人：ピアサポート 【問い合わせ先；長崎県高次脳機能障害支援センター】</p> <p>子ども：よりよりホームズ 【問い合わせ先；よりよりホームズ】</p>

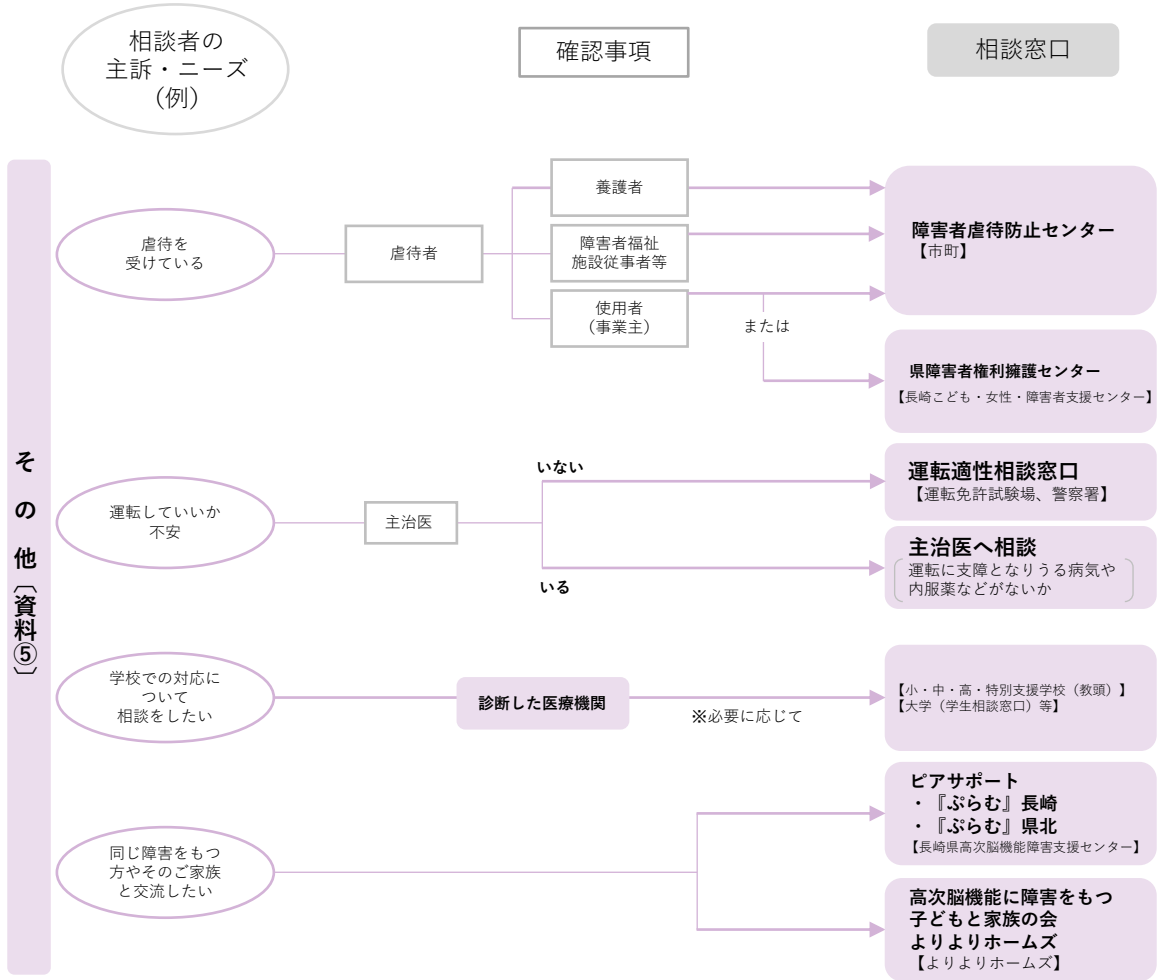
4. 高次脳機能障害支援相談の流れ（医療のこと・生活のこと）



4. 高次脳機能障害支援相談の流れ（仕事のこと・お金のこと）



4. 高次脳機能障害支援相談の流れ（その他）



《高次脳機能障害診断基準》

厚生労働省・国立障害者リハビリセンター
(平成16年2月20日作成)

「高次脳機能障害」という用語は、学術用語としては、脳損傷に起因する認知障害全般を指し、この中にはいわゆる単症状としての失語・失行・失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが含まれる。

一方、平成13年度に開始された高次脳機能障害支援モデル事業において集積された脳損傷者のデータを慎重に分析した結果、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害を主たる要因として、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する一群が存在し、これらについては診断、リハビリテーション、生活支援等の手法が確立しておらず早急な検討が必要なが明らかとなった。

そこでこれらの者への支援対策を推進する観点から、行政的に、この一群が示す認知障害を「高次脳機能障害」と呼び、この障害を有する者を「高次脳機能障害者」と呼ぶことが適当である。その診断基準を以下に定める。

I. 主要症状等

1. 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。
2. 現在、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害である。

II. 検査所見

MRI、CT、脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。

III. 除外項目

1. 脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認定可能である症状を有するが上記主要症状(1-2)を欠く者は除外する。
2. 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。
3. 先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とする者は除外する。

IV. 診断

1. I~IIIをすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する。
2. 高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後において行う。
3. 神経心理学的検査の所見を参考にすることができる。

なお、診断基準のIとIIIを満たす一方で、IIの検査所見で脳の器質的病変の存在を明らかにできない症例については、慎重な評価により高次脳機能障害者として診断されることがあり得る。

また、この診断基準については、今後の医学・医療の発展を踏まえ、適時、見直しを行うことが適当である。

高次脳機能障害支援のための医療機関一覧

高次脳機能障害の「診断」「手帳」「年金」に関する相談が可能な医療機関を掲載しています。

下記をご参照ください。

長崎県高次脳機能障害支援センター ホームページ

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/shogaisha/koujinou-sodanmadoguchi/panhu/>

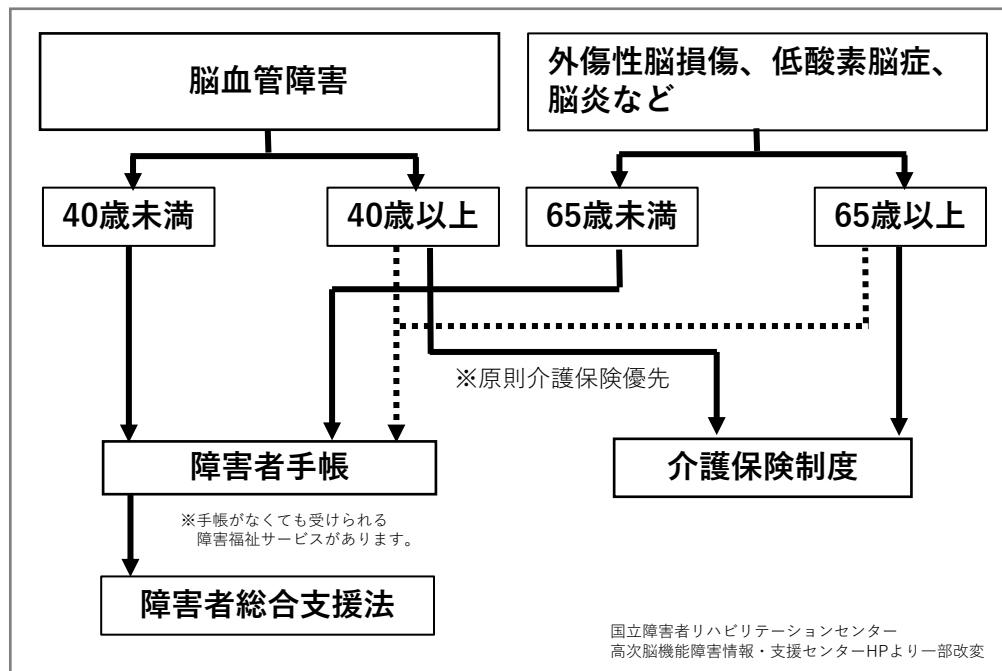


※ 掲載医療機関へご相談の際は、必ず希望される医療機関に**事前**にお問い合わせください。

資料②：生活のこと

①福祉・介護のサービス

原因疾患や年齢によって利用できるサービスが異なります。



②生活困窮について

制度	概要	窓口
生活困窮自立支援制度 (自立相談支援事業)	生活に困窮された方の自立促進を図るための制度	自治体により異なる
生活福祉資金貸付制度	低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活を送ることを目的にした制度	社会福祉協議会
生活保護制度	最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度 ※各種社会保障制度（生活福祉資金や年金など）を優先的に利用している必要あり	福祉事務所

資料③：仕事のこと

働く上での判断基準の例

- 労働者が十分な意欲を示している。
- 1人で安全に通勤できる。
- 決まった勤務日、時間に継続就労が可能。
- 業務に必要な作業ができる。
- 作業による疲労が翌日までに十分に回復する。
- 適切な睡眠覚醒リズムが整い、昼間に眠気がない。
- 業務遂行に必要な注意力、集中力が回復している。
- 主治医の同意が得られている。

県内の就労支援機関

障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターながさき	(095) 865-9790
長崎県北地域障害者就業・生活支援センター	(0956) 76-8225
長崎障害者就業・生活支援センター	(0957) 35-4887
県南障害者就業・生活支援センターぱれっと	(0957) 73-9560
下五島障害者就業・生活支援センター	(0959) 74-5910
対馬障害者就業・生活支援センター	(0920) 52-6911
上五島障害者就業・生活支援センター	(0959) 42-5330

障害者職業センター (095) 844-3431

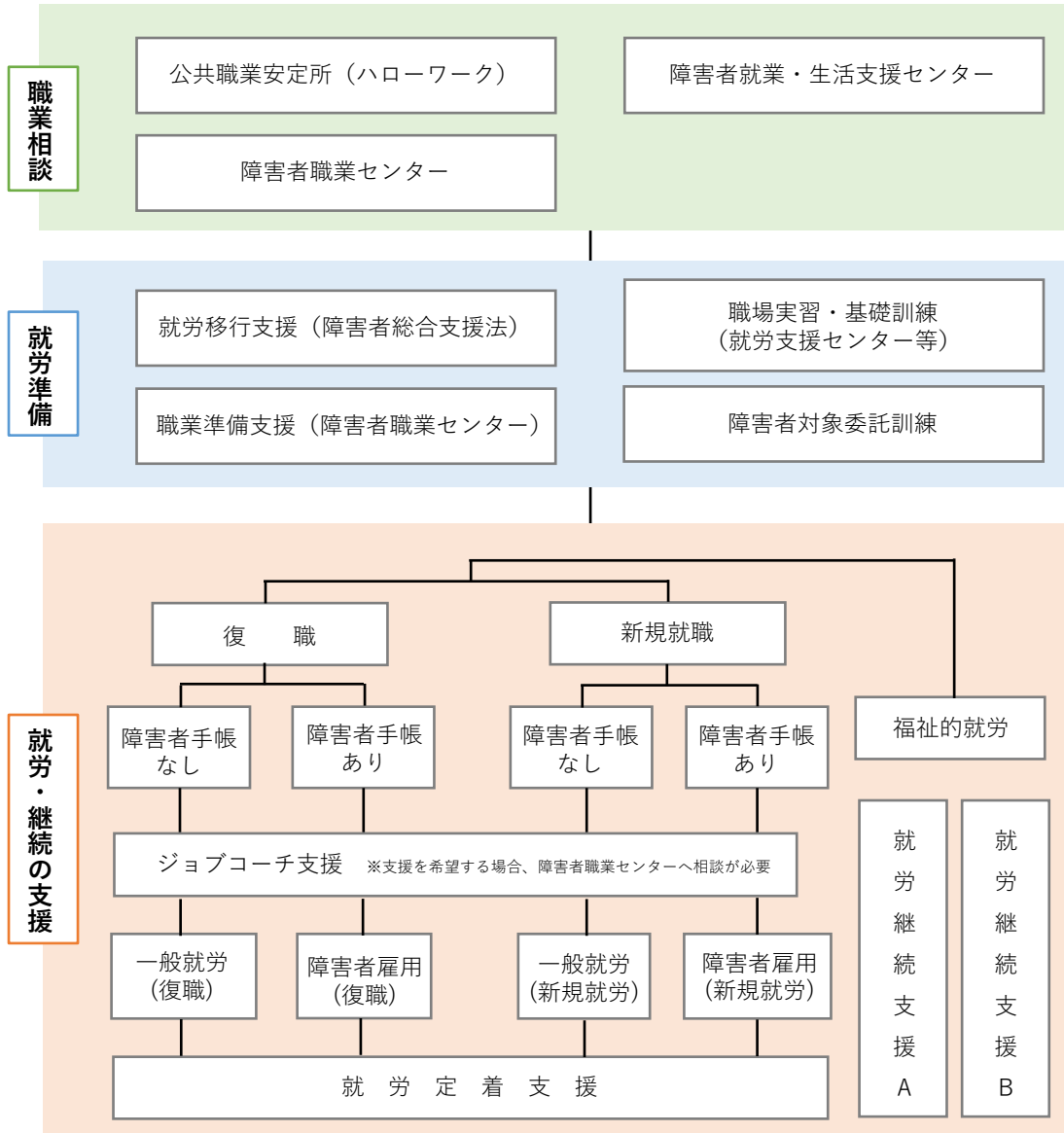
ハローワーク

長崎	(095) 862-8609	島原	(0957) 63-8609
西海	(0959) 22-0033	江迎	(0956) 66-3131
佐世保	(0956) 34-8609	五島	(0959) 72-3105
諫早	(0957) 21-8609	対馬	(0920) 52-8609
大村	(0957) 52-8609	壱岐	(0920) 47-0054

職業能力開発校

長崎職業能力開発促進センター	(0957) 22-5471
佐世保職業能力開発促進センター	(0956) 58-3118

《就労に向けた支援》



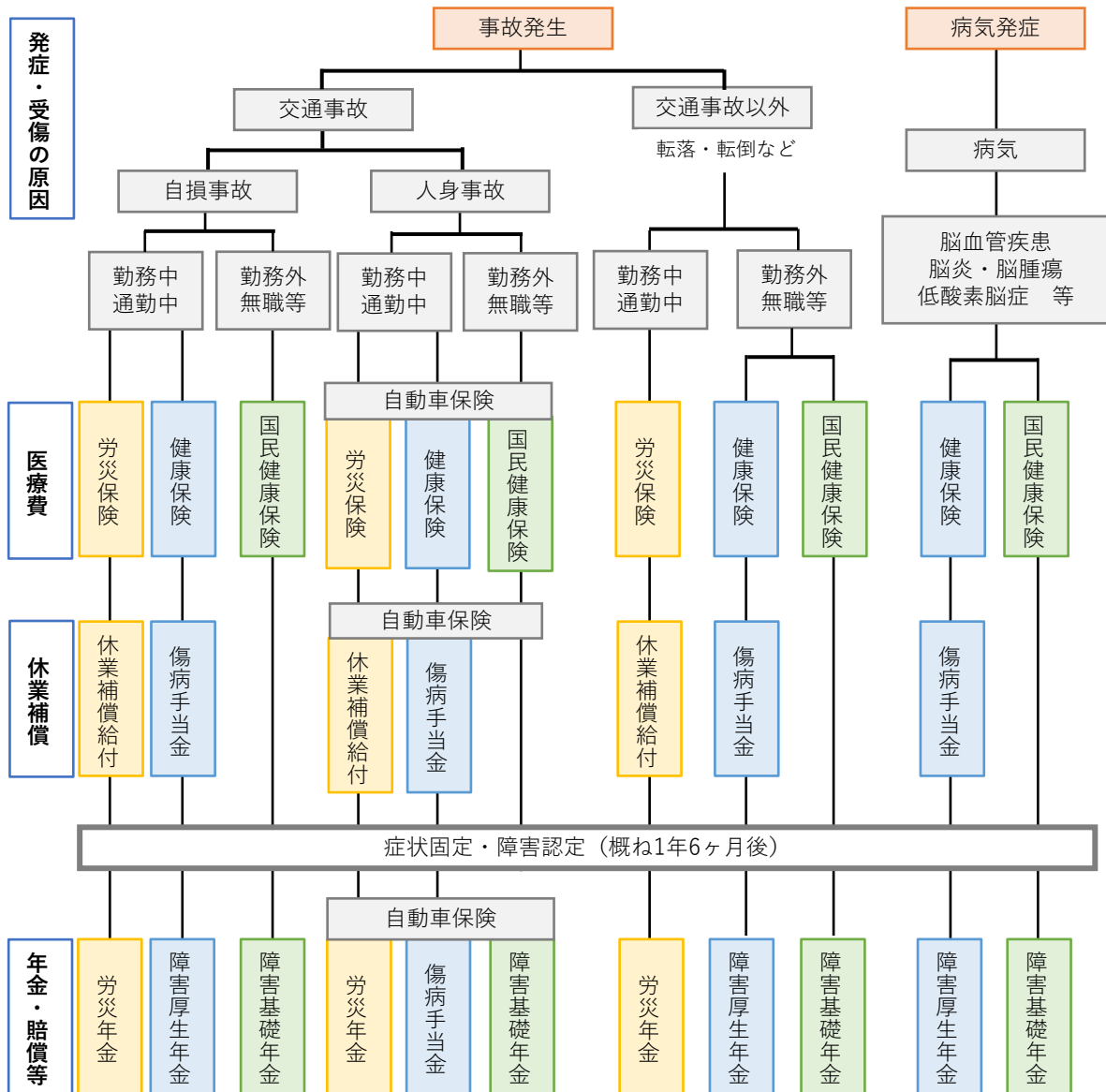
「山梨県高次脳機能障害支援ガイドブック第2版」より引用

埼玉県総合リハビリテーションセンター「高次脳機能障害の理解と支援のために」を一部改変

資料④：お金のこと

病気発症・事故発生

治療中



制度	概要	窓口
高額療養費制度	医療費が上限額を超えた場合、申請すると超えた額について払い戻しが受けられる制度	市町
自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患により通院による治療を続ける必要がある場合、自己負担を軽減するための制度	市町
福祉医療費	障害者手帳をお持ちの方が医療機関等へ支払った医療費の一部を支給する制度 (精神障害者保健福祉手帳を所持している場合、) 〔1級の方の通院のみ対象〕	市町
傷病手当金	業務外の病気やケガのために会社を休む場合、給料の一部が保証される制度 (支給開始から通算1年6ヶ月)	各健康保険組合
雇用保険 (失業手当)	仕事(通勤)中の病気やケガのために会社を休む場合、給料の一部が支給される制度 (症状固定日まで)	職場 労働基準監督署
特別障害者手当	20歳以上で精神又は身体の重度の障害により、常時介護を必要とする在宅の方に支給される制度	市町
障害児福祉手当	20歳未満で精神又は身体の重度の障害により、常時介護を必要とする在宅の方に支給される制度	市町
特別児童扶養手当	精神又は身体に重度または中度以上の障害状態にある20歳未満の児童に支給される制度	市町

資料⑤：その他

制 度	概 要	窓 口
成年後見制度	財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般を行う 【対象】 ①判断能力が全くない方 ②日常生活自立支援事業の契約内容について判断できない方が対象	家庭裁判所
日常生活自立支援事業	地域で自立した生活を継続していくために福祉サービスの利用手続きや金銭管理などの支援を行う 【対象】 ①判断能力が不十分であること ②日常生活自立支援事業の契約内容について判断できる方が対象	社会福祉協議会
障害者虐待防止センター	虐待が①養護者、②障害者福祉施設従事者等、③使用者（事業主）によるものである場合の相談窓口	各市町
県障害者権利擁護センター	虐待が使用者（事業主）によるものである場合の相談窓口	長崎こども・女性・障害者支援センター

当事者や家族が交流によって情報を交換したり、相互に支え合う場としてピアサポート、家族会があります。

- ピアサポート：『ぶらむ』長崎、『ぶらむ』県北
- 家族会：高次脳機能に障害をもつ子どもと家族の会 よりよりホームズ

※ピアサポート、家族会の詳細は下記をご参照ください。
(長崎県高次脳機能障害支援センター ホームページ)

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/shogaisha/koujinou-sodanmadoguchi/kazokukai/>



高次脳機能障害に関する相談窓口

長崎県高次脳機能障害支援センター

住 所：〒852-8114 長崎市橋口町10-22

長崎こども・女性・障害者支援センター内

(精神保健福祉課 精神保健福祉班)

電話番号： **095-844-5515**

相談時間：月曜日～金曜日（祝日除く）9：00～17：45

お住まいの地域の相談窓口



名 称 (担当窓口)	所 在 地	電話番号
西 彼 保健所 (地域保健課)	長崎市滑石1-9-5	(095) 856-5159
県 央 保健所 (地域保健課)	諫早市栄田町26-49	(0957) 26-3306
県 南 保健所 (地域保健課)	島原市新田町347-9	(0957) 62-3289
県 北 保健所 (地域保健課)	平戸市田平町里免1126-1	(0950) 57-3933
五 島 保健所 (企画保健課)	五島市福江町7-2	(0959) 72-3125
上 五 島 保健所 (企画保健課)	南松浦郡新上五島町有川郷2254-17	(0959) 42-1121
壱 岐 保健所 (企画保健課)	壱岐市郷ノ浦町本村触620-5	(0920) 47-0260
对 馬 保健所 (企画保健課)	対馬市厳原町宮谷224	(0920) 52-0166
長 崎 市 保健所 (地域保健課)	長崎市魚の町4番1号	(095) 829-1153
佐世保市 保健所 (障がい福祉課)	佐世保市高砂町5-1	(0956) 24-1111

編集委員一覧（第一版）

氏名	所属	職名
足立 耕平	長崎純心大学 人文学部 地域包括支援学科	公認心理師・臨床心理士
井上 加奈子	社会医療法人 春回会 長崎北病院	医療ソーシャルワーカー
岩永 チヨミ	トレランス株式会社 ころね相談支援センター	相談支援専門員
桑野 真澄	長崎こども・女性・障害者支援センター	精神科医師
稗圃 砂千子	長崎県高次脳機能障害支援センター	保健師
一ノ瀬 由紀子		保健師
中村 美穂		保健師
兼俵 敬太		理学療法士
太田尾 有美		言語聴覚士

高次脳機能障害にかかる相談支援で活用できる社会資源

令和5年3月

<編集・発行・問合せ先>
長崎県高次脳機能障害支援センター

〒852-8114 長崎市橋口町10-22
TEL: 095-844-5515 FAX: 095-846-8920

